

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月24日(2024.7.24)

【公開番号】特開2024-87644(P2024-87644A)

【公開日】令和6年7月1日(2024.7.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-121

【出願番号】特願2022-202578(P2022-202578)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月16日(2024.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

遊技に用いられた遊技価値と付与された遊技価値に基づいて算出される所定値が特定値に達したか否かを判定する判定手段と、

前記所定値が前記特定値に達したと判定された場合に、遊技の進行を不能にする遊技不能状態に制御可能な遊技不能状態制御手段と、

前記遊技不能状態とは異なる所定の待機状態にて、遊技進行中に比べて消費電力を抑制することが可能な第1の省電力化手段と、

前記遊技不能状態にて、遊技進行中に比べて消費電力を抑制することが可能な第2の省電力化手段と、

を備え、

前記第1の省電力化手段と前記第2の省電力化手段は、消費電力を抑制する様態が異なるものであり、

前記第2の省電力化手段は、前記遊技不能状態が開始されてから所定期間の経過後に特定の演出手段の消費電力を該所定期間の経過前よりも低下させる手段であって、

さらに、前記第1の省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われることで終了するが、前記第2の省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われても終了しないものである

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

40

50

遊技に用いられた遊技価値と付与された遊技価値とに基づいて算出される所定値が特定値に達したか否かを判定する判定手段と、

前記所定値が前記特定値に達したと判定された場合に、遊技の進行を不能にする遊技不能状態に制御可能な遊技不能状態制御手段と、

前記遊技不能状態とは異なる所定の待機状態にて、遊技進行中に比べて消費電力を抑制することが可能な第1の省電力化手段と、

前記遊技不能状態にて、遊技進行中に比べて消費電力を抑制することが可能な第2の省電力化手段と、

を備え、

前記第1の省電力化手段と前記第2の省電力化手段は、消費電力を抑制する様態が異なるものであり、

前記第2の省電力化手段は、前記遊技不能状態が開始されてから所定期間の経過後に特定の演出手段の消費電力を該所定期間の経過前よりも低下させうる手段であって、

さらに、前記第1の省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われることで終了するが、前記第2の省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われても終了しないものである

ことを特徴とする。

10

20

30

40

50